資料2－1

船橋市 Funabashi City

令和7年度第1回船橋市子ども・子育て会議

（仮称）船橋市こども計画の策定について

令和7年8月19日

健康福祉局　こども家庭部　こども政策課

（仮称）船橋市こども計画策定の経緯について

「市町村こども計画」を**２段階**で策定

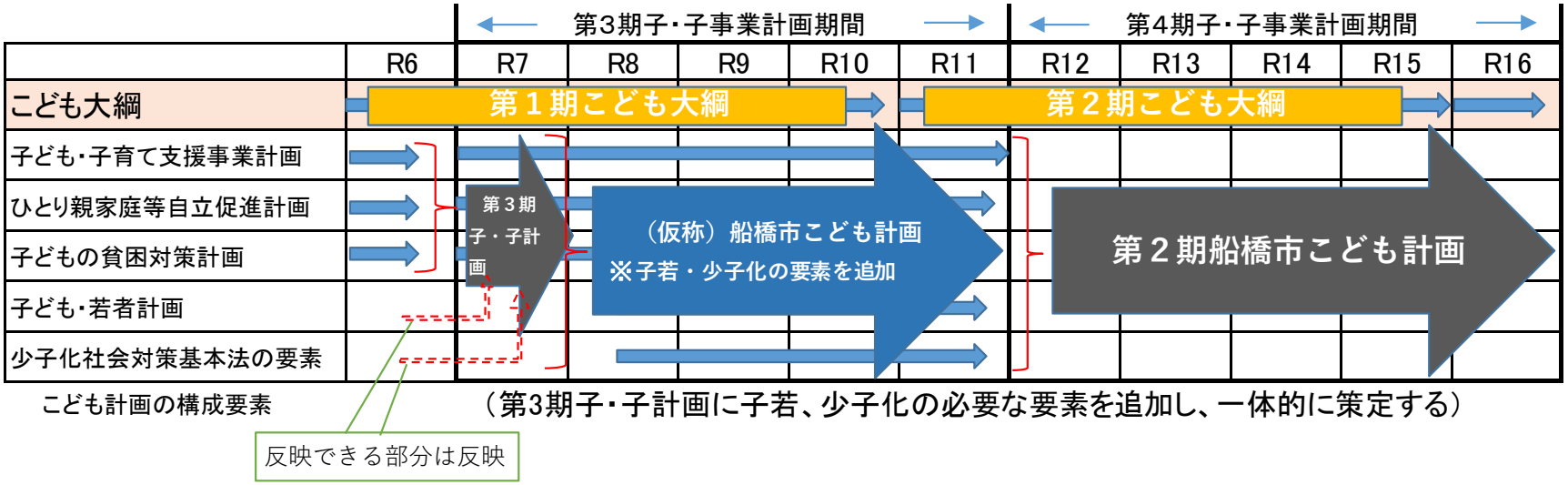

①R6年度に子・子支援事業計画に自立促進計画、貧困対策計画を統合し、「第３期船橋市子ども・子育て子支援事業計画・第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画・船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を策定。

②R7年度に国のこども大綱、県のこども計画を勘案し、「（仮称）船橋市こども計画」を策定。

計画の法的位置づけ

こども大綱

・こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
・これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」として一元化

市町村こども計画

こども基本法
（都道府県こども計画等）
第10条
2　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

市町村子ども・若者計画

子ども・若者育成支援推進法
（都道府県子ども・若者計画等）
第9条
2　市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

計画の名称・策定の方針

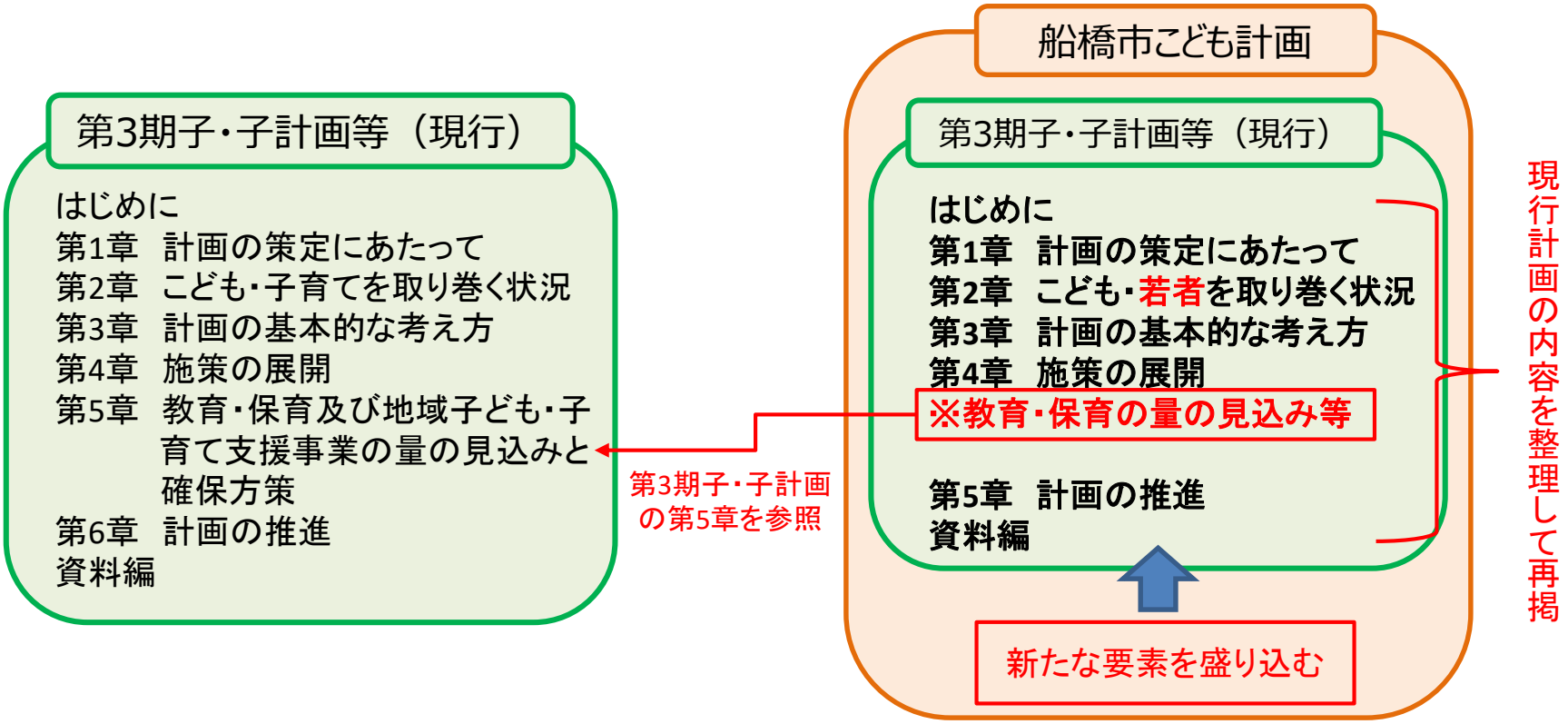

・計画の名称は法律に合わせて「船橋市こども計画」とする。
・新たに盛り込まれる要素を盛り込みつつ、現行計画の内容を整理して再掲することで、市の方針の全体像がこども計画1冊で分かるようにする。
※現行計画の第5章は、詳細な数値目標のため全て参照する。
　地区コミュニティの図や、一部のグラフ等については再掲しない。

策定体制

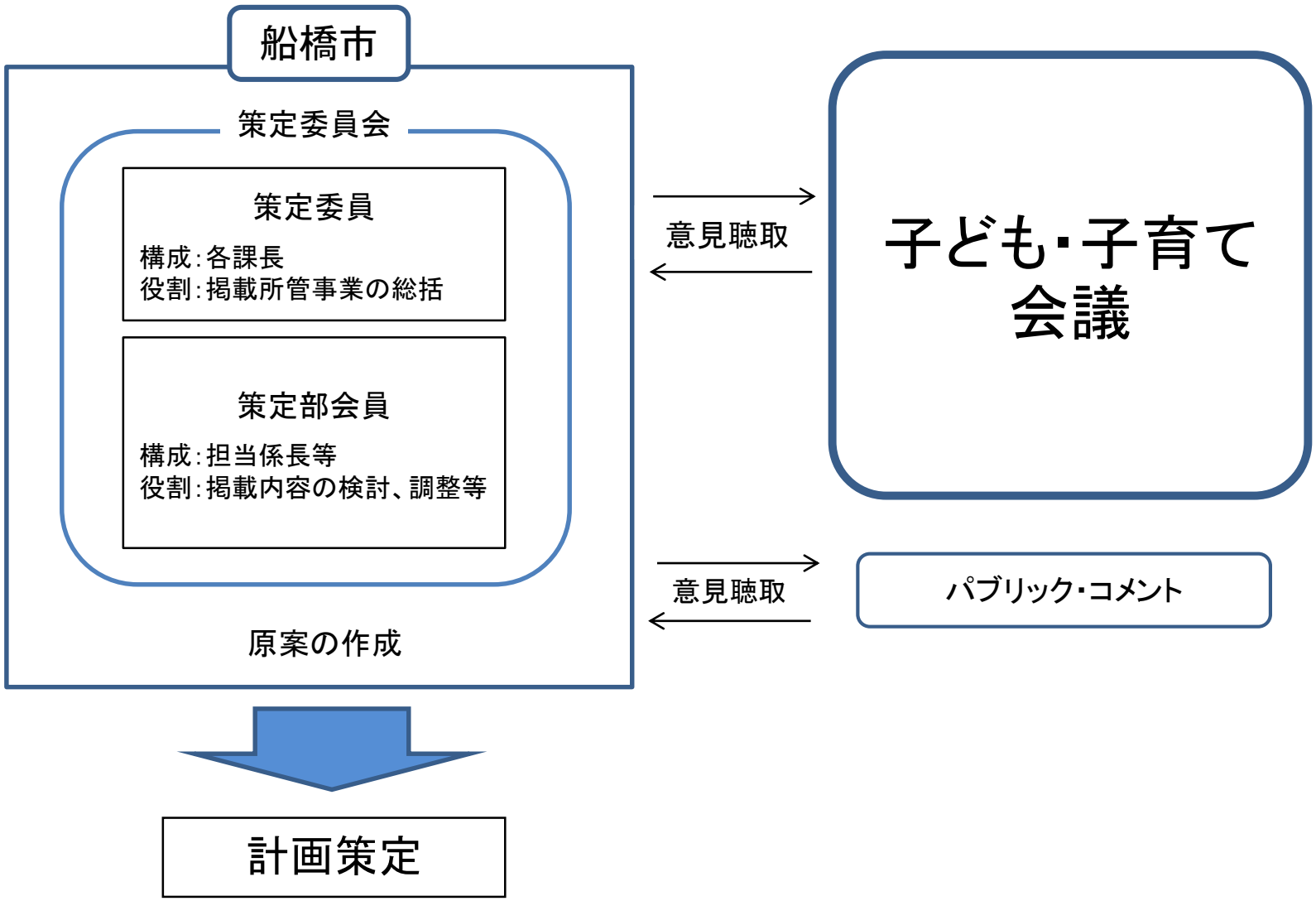
船橋市
策定委員会
策定委員
構成：各課長
役割：掲載所管事業の総括
策定部会員
構成：担当係長等
役割：掲載内容の検討、調整等
原案の作成
意見聴取
意見聴取
子ども・子育て会議
パブリック・コメント
計画策定

今後のスケジュール

令和7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
子ども・子育て会議					第1回		第2回	第3回			第4回	
主な審議事項					基本理念案 計画構成案	→	計画原案（1）	計画原案（2）	→		パブコメ結果報告	
策定状況	基本理念、計画構成案の作成											
				計画原案の作成					パブリックコメント	結果反映	計画策定	